

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成27年4月30日
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 敦史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長山下敦史は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を統括するグループ本社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね9割に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、連結子会社であるJapan Philippines Nameplates, Inc.（以下、「JPN, INC.」という）において、交際費の異常値を認識したことから、不適切な会計処理が行われている懸念があったため、平成26年12月25日付で内部調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。

その結果、当社元常務取締役及びJPN, INC.元取締役社長が共謀のうえ、JPN, INC.において、利益配分を目的としてJPN, INC.と同業の現地法人を設立し、製造発注したことに伴い、本来JPN, INC.に帰属すべき利益の流出 偽造領収書及び私的遊興費の領収書を使用した交際費精算金の着服、使途不明金の出金の着服 内規程上支給対象とならない賞与の受給、という利益相反取引によりJPN, INC.に損害を与えた不正行為の事実が確認されました。また、元常務取締役の業務管掌範囲における本件外不正の有無を確認するための調査も行いましたが、本件以外の不正行為は発見されませんでした。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年1月期第3四半期から平成27年1月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社の全社的な内部統制において、コンプライアンスの徹底が十分でなかったこと、当社のグループ各社に対するモニタリング体制が不十分であったことにより発生したものと認識しております。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進し、内部統制の改善及び充実に努め、法令遵守の徹底に努めてまいります。

(1) コーポレート・ガバナンスの機能強化

取締役の業務執行に対する監督機能の強化、経営の透明性の向上を図ってまいります。また、全社を挙げてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成し、組織間の相互牽制機能の強化を図ります。

(2) 子会社の管理体制の見直し

複数名の当社役員が関係会社の役員を兼務するとともに、役員の職責及び権限の明確化、子会社の内部統制の見直し、関係会社での経営会議等の定期開催、定期的な監査の実施を図り今後も継続的に実施してまいります。

(3) コンプライアンス意識の徹底

役職員に対する教育、研修の質を高め、コンプライアンス意識を向上させてまいります。

4 【付記事項】

特記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。